

身体障害者手帳の手続きに必要なもの

次の内容に該当する(した)場合は、お住まいの市町村の障害福祉担当窓口で手続きが必要になります。

種 類	内 容	手 続 き に 必 要 な も の
① 新規申請	手帳を所持されていない方が新たに申請するとき。	○身体障害者手帳交付申請書 (新規申請の場合) ○身体障害者手帳再交付申請書 (程度変更の場合)
② 程度変更	障害の程度が変化したときや新たな障害が加わったとき。	○身体障害者手帳の再認定に係る診断書等の提出について (再認定の場合) ○指定医の作成した身体障害者診断書・意見書
③ 再認定	将来、障害程度に変化が予想される場合、再認定の期日(手帳に記載)を指定していますので、その期日までに再申請をしてください。 対象となった方には、手帳交付時と再認定の時期に書面でお知らせします。	※申請日から3ヶ月以内に作成されたもの ●写真1枚(たて4cm×よこ3cm、上半身・無帽) ※1年以内に撮影されたもの ●手帳の写し
④ 再交付	身体障害者手帳を紛失したり破損したときなど。	○身体障害者手帳再交付申請書 ●写真1枚(たて4cm×よこ3cm、上半身・無帽) ※1年以内に撮影されたもの ●手帳の写し(破損の場合)
⑤ 変 更	住所、氏名、保護者等が変わったとき。 他の市町村(道外含む。)に転居した場合は、新しい居住地で届出をしてください。政令市、中核市及び都府県に転出される場合、他に必要な書類を求められることがありますので、事前にご確認ください。	○身体障害者手帳関係届出書 ●手帳
⑥ 返 還	ご本人が死亡されたときや再交付・却下等により旧手帳を返還する場合、障害が軽くなり身体障害者福祉法に定める障害に該当しなくなった場合など。	

※ 詳しくは、お住まいの市町村障害福祉担当窓口にお問い合わせください。

※ ○の書類については、市町村窓口にあります。